

「外国人材の住まい」でお困りの企業の皆様へ

令和7年度から、はじまりました！

香川県外国人材受入企業 サポーター制度



1 「外国人材受入企業サポーター」とは？

香川県が「外国人材受入企業サポーター」として登録している不動産事業者の
ことです。外国人材を雇用する企業の「外国人材の住まいの確保」に協力し、
住まいに関わるサポートを行います。



企業の皆様
(外国人材を雇用)



「外国人材受入企業サポーター」
(登録している不動産事業者)



このステッカーがある
「不動産事業者」が目印！



2 サポート内容の一部

「外国人材の住まい」を探す際のお困りごとやお悩みを相談できます！

外国人材の住まい
に関する相談

探し方が
分からない

なかなか物件が
見つからない

物件の提案や
マッチング

この物件は
いかがですか？

県改修補助制度の
ご紹介

補助金の具体的な内容については
「裏面」をご覧ください



私たちが住まい探しを
サポートします！！



「外国人材受入企業サポーター」の
一覧はコチラから

問い合わせ先

香川県政策部地域活力推進課 地域活性化・移住促進グループ
TEL:087-832-3125 FAX:087-831-1165 mail:chiiki@pref.kagawa.lg.jp

香川県は外国人材受入企業が行う 外国人材の住まいの環境整備を応援します！！

香川県外国人材の住まい環境整備事業補助金

募集期間：令和7年6月2日～（随時受付）

補助対象者

県内事業所で外国人材を雇用する法人事業者又は個人事業主

補助内容

上限 **100**万円

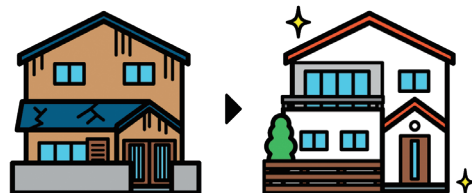
【補助率】対象経費の1/3

補助対象事業

外国人材受入企業サポーターが取り扱う空き家を購入して、
外国人材受入企業が雇用する外国人材の住まいとして改修する事業

●主な補助条件

- ①外国人材受入企業サポーターが所有・管理・媒介する空き家を、
雇用する外国人材の住まいとして改修すること。
- ②改修後も外国人材受入企業が、対象物件を外国人材の住まいとして
使用すること。
- ③改修工事完了後約半年以内に外国人材が入居予定の物件であること。
- ④令和8年3月末までに改修工事が完了し、実績報告できるもの。



●補助対象経費

家屋の改修に要する経費及び対象物件と構造上一体で通常必要と認められる設備に要する経費。

〈対象外経費例〉

- ①補助対象者自らが改修を実施する場合に要する経費
- ②外構・車庫・倉庫等の改修に要する経費
- ③住宅構造の改修を伴わない機器や備品の購入・設置に要する経費
- ④物件購入費用、維持管理・保守管理費用、土地購入費用、住居スペース以外の工作物などの整備に要する経費
- ⑤知事が適当でないと認める改修工事に要する経費

補助金を活用して、
「**住まいの環境**」を整え
より**働きやすい企業**へ！



詳細は
こちらから
(香川県ホームページ内)



手続きの流れ

- 1 事前相談
- 2 交付申請
- 3 交付決定 (県から)
- 4 工事着手
- 5 実績報告
- 6 補助金支給 (県から)

※実績報告書提出期限 令和8年3月末

問い合わせ先

香川県政策部地域活力推進課 地域活性化・移住促進グループ
TEL:087-832-3125 FAX:087-831-1165 mail:chiiki@pref.kagawa.lg.jp